

大島区 請求相談日のご案内

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を行います。
請求相談日を、この用紙の裏面のとおりに町内会別に割り振りさせていただきますのでご確認のうえお出かけください。
都合の悪い場合は、別の日の受付も可能です。

事前予約の方を優先します。総合事務所へ電話で予約してください。
予約がない場合、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

請求相談時間は1件あたり30分～1時間と見込んでいます。
請求期限は、令和10年3月31日までです。早めの手続きをお願いします。

○ 請求相談開始日

令和7年7月7日（月）から

○ 町内会別相談受付日（割振り日）

裏面のとおりに

○ 請求相談窓口

大島区総合事務所 市民生活・福祉グループ

（上越市大島区岡 3320 番地 3）

電話 025-594-3101

○ 予約方法

予約の際、戦没者名又は第十一回特別弔慰金の請求者名を確認させていただきますのでご承知おきください。

○ 受付時間

午 前：9時00分～11時00分まで

午 後：1時00分～4時00分まで

裏面あり

第十二回特別弔慰金請求相談受付日

大島区総合事務所

期 日	町 内 会 名
7 月 7 日 (月)	菖蒲東
8 日 (火)	菖蒲西 牛ヶ鼻 西沢 三竹沢
9 日 (水)	熊田 仁上 石橋
1 4 日 (月)	棚岡 大島 中野
1 5 日 (火)	上達 深沢 細越
1 6 日 (水)	大平
2 2 日 (火)	達 長者島 下岡 千原 上岡
2 3 日 (水)	田麦
2 4 日 (木)	板山 竹平 藤尾
2 8 日 (月)	予備日
2 9 日 (火)	予備日
3 0 日 (水)	予備日
備 考	○受付時間：午前9時～ 午後1時～ ○予約者を優先します。 予約先 大島区総合事務所 市民生活・福祉グループ 025-594-3101 ○当日都合の悪い方は、別の日にお出かけください。